前項の場合において、市町村は、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、都道府県知事が当該指定障害児通所支援事業者等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その肢体不自由児通所医療費を支払うものとする。

法第二十一条の五の二十九において準用する法第二十一条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第二十四条第一項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）」を「就学前保育等推進法」に改める。

第二十五条第一項第一号の二中「（就学前保育等推進法第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第二十五条の二中「次の各号に掲げる指定施設支援（同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

一　食事の提供に要する費用

二　光熱水費

三　被服費

四　日用品費

五　その他指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

第二十五条の二の二を削る。

第二十五条の三中「第二十七条の二第一項第四号」を「第二十七条の二第四号」に、「同項第一号」を「同条第一号」に、「負担上限月額」を「障害児入所支援負担上限月額」に、「同項に」を「同条に」に改め、「（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）」を削り、「同項第四号」を「同条第四項」に改める。

第二十五条の七第一項各号列記以外の部分中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同項第三号中「障害児に関する障害児施設給付費」を「障害児の保護者に関する障害児入所給付費」に改め、同項第五号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「障害児に関する介護給付費等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）」を「障害児の保護者に関する介護給付費等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況

第二十五条の七第二項第一号中「負担上限月額」を「障害児入所支援負担上限月額」に改め、同項第二号中「障害児施設医療（」を「障害児入所医療（」に、「障害児施設医療を」を「障害児入所医療を」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「障害児施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に、「第二十七条の十一第一項」を「第二十七条の十三第一項」に、「第五十条の二第二項」を「第二十七条の十五」に改め、同項第三号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第四項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第五項中「負担上限月額等（障害児入所支援負担上限月額、障害児施設医療負担上限月額」を「障害児入所支援負担上限月額等（障害児入所医療負担上限月額」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第六項中「施設受給者証」を「入所受給者証」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第七項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「負担上限月額等」を「障害児入所支援負担上限月額等」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第九項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設給付決定保護者」に改め、同条第十項中「施設支給決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設給付決定保護者」に改め、同条第十一項及び第十二項中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改める。

第二十五条の八第三号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第八号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「障害児」の下に「の保護者」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況

第二十五条の九中「施設給付決定を」を「入所給付決定を」に、「負担上限月額等」を「障害児入所支援負担上限月額等」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改める。

第二十五条の十中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「次の各号に掲げる指定施設支援の種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間」を「三年」に改め、同条各号を削る。

第二十五条の十一各号列記以外の部分中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第一号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同条第二号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同条第三号中「施設受給者証番号」を「入所受給者証番号」に改め、同条第四号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同条第五号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改める。

第二十五条の十二中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改める。

第二十五条の十三を次のように改める。

第二十五条の十三　削除

第二十五条の十四第一項中「施設給付決定の」を「入所給付決定の」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第二項中「施設給付決定保護者の施設受給者証」を「入所給付決定保護者の入所受給者証」に改める。

第二十五条の十五第一号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、「（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二号から第四号までの規定中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改める。

第二十五条の十七第一項各号列記以外の部分中「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「高額障害福祉サービス等給付費」に改め、同項第一号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証番号」を「入所受給者証番号」に改め、同項第二号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、「（令第二十七条の四第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。）」を削り、同項第三号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「第二十七条の四第一項各号」を「第二十五条の五第一項第二号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具であつて、入所給付決定に係る障害児が使用するものに係る同項第四号」に改め、同項第四号中「施設給付決定保護者と」を「入所給付決定保護者と」に、「当該施設給付決定保護者」を「当該入所給付決定保護者」に、「施設給付決定保護者又は支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。）」を「通所給付決定保護者、入所給付決定保護者、支給決定障害者等又は補装具費支給対象障害者等」に、「指定施設支援又は」を「障害児通所支援若しくは指定入所支援若しくは」に改め、「（同条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）」を削り、「受けた」の下に「又は補装具を購入若しくは修理をした」を加え、「施設受給者証番号」を「通所受給者証番号、入所受給者証番号」に改め、「（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。）」及び「（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）」を削る。